

辰巳法律研究所&リーダーズ総合研究所

民法☆実力診断テスト 試験問題

試験開始の合図があるまで開いてはいけません。

(注意事項)

- 1 問題は1ページから10ページまで10問あり、時間は30分です。
- 2 解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 3 答案用紙への記入およびマークは、次のようにしてください。

ア 氏名は必ず記入してください。

イ 受験番号および生年月日は、所定欄に横書きし、該当箇所をマークしてください。

ウ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

<択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例>

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

(正解)



問題1	①	●	③	④	⑤
問題2	①	②	③	④	⑤
問題3	①	②	③	④	⑤
問題4	①	②	③	④	⑤
問題5	①	②	③	④	⑤

※本講座は、自己採点となります。

マークシートの提出はございません。

辰巳法律研究所

法令等 [問題 1～問題10は択一式 (5肢択一式)]

問題 1 制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 被保佐人が保佐人の同意を得ることなく、元本を領収し、あるいは相続の放棄をした場合、保佐人は当該行為を取り消すことができる。
- 2 成年被後見人が成年後見人の同意を得ることなく日用品の購入その他日常生活に関する行為をした場合、成年後見人は当該行為を取り消すことができない。
- 3 被補助人が、補助人の同意を得て行う必要がある行為は、必ず被保佐人の場合に保佐人の同意を得て行う必要がある行為に包含される。
- 4 自己が制限行為能力者であることを単に秘していた場合にも、「詐術」(民法 21 条)に当たるのが原則である。
- 5 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1 か月以上の期間を定めた上で、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その者が、期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。

問題 2 意思表示に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aの所有する土地をBが通謀虚偽表示によりAから譲り受け、Bから悪意で本件土地を取得したCから善意で転得したDは、民法94条2項の善意の第三者に該当しない。
- 2 売主が他人所有の動産を自己の所有物と誤信して買主との間で売買契約を締結した場合、売主は錯誤を理由に当該売買契約の取消しを主張することができる。
- 3 家屋の売買契約において、当該家屋の賃借人である居住者が買主の同居を認めると買主が誤信して売買契約を締結した場合、そのことを売主に表示していないときであっても、買主は錯誤を理由に当該売買契約の取消しを主張することができる。
- 4 錯誤に基づいて意思を表示した表意者に重過失があることについては、当該意思表示の相手方が主張・立証責任を負う。
- 5 相手方の強迫により意思表示をした者は、善意無過失の第三者に対して取消しを対抗することができない。

問題 3 不動産物権変動に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 被相続人Aが「甲土地を次男Bに相続させる」趣旨の遺言をして死亡し、相続が開始されたが、共同相続人である長男Cの債権者Dが、その債権を保全するため、Cに代位して甲土地につき相続登記をしてCの持分を差し押さえた。Bへの所有権移転の登記がなされていない場合であっても、Bは、Cの持分の取得をDに対して主張することができる。
- 2 被相続人Aの死亡による相続開始後、共同相続人B及びCのうちCが相続放棄をし、Bが甲土地を単独で相続したところ、Cの債権者Dが、その債権を保全するため、Cに代位して甲土地につき相続登記をしてCの持分を差し押さえた。Bへの所有権移転登記がなされていない場合であっても、Bは、Cの持分の取得をDに対して主張することができる。
- 3 AがBより甲土地に通行地役権の設定を受けたがこれについて登記をしていなかった場合において、BがCに対し甲土地を譲り渡したときは、甲土地がAによって継続的に通路として使用されていることが物理的状況から明らかであったならば、CがAの使用が無権原でされているものと認識しており、かつ、そのように認識するについてはAの言動がその原因となっていたとしても、Aは、当該地役権をCに対して主張することができる。
- 4 被相続人Aが、甲土地をBに遺贈する遺言をした後死亡し、相続が開始されたところ、相続人Cの債権者Dが、その債権を保全するため、Cに代位して甲土地につき相続登記をして差し押さえた。Bへの所有権移転の登記がなされていない場合でも、Bは、甲土地の所有権取得をDに対して主張することができる。
- 5 A所有の甲土地について、B及びCが共同相続人であるところ、Bが単独所有権の移転の登記をし、これをBの債権者Dが差し押さえた場合、Cは所有権移転登記をしなければ、相続によって取得した自己の持分をDに対抗することができない。

問題 4 法定地上権に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 Aが所有する甲土地に、その更地としての評価に基づいて、Bのための抵当権が設定され、その後、甲土地上にA所有の乙建物が建てられた後、抵当権が実行された結果、Cが甲土地の所有者になった場合、Bが抵当権設定時、甲土地上にA所有の乙建物が建てられることをあらかじめ承諾していたとしても、甲土地に乙建物のための法定地上権は成立しない。
- 2 債務者Aは、債権者BのためにAが所有する甲土地と甲土地にある乙建物に共同根抵当権を設定した。その後、AはBの承諾を得て、乙建物を取り壊し、Bは土地の競売を申し立てた。それから、AはCに甲土地を賃貸し、Cは甲土地上に丙建物を建築した。この場合、丙建物のために法定地上権は成立しない。
- 3 AとBが共有する甲土地上にAが所有する乙建物が存在し、Aの土地持分に抵当権が設定された。その後、甲土地抵当権が実行された場合、Bの同意がないときは、共有土地に乙建物のために法定地上権が成立しない。
- 4 A所有の甲土地上にAとBが共有する乙建物が存在し、Aの甲土地に抵当権が設定された。その後、甲土地抵当権が実行された場合、乙建物のために法定地上権が成立する。
- 5 Aは、自己の所有する甲土地にBのために一番抵当権を設定したが、同土地にはAの子Yの所有する乙建物が存在していた。Aが死亡したため、Yが甲土地を単独相続し、甲土地にCのために二番抵当権を設定した。その後、一番抵当権が実行され、Xが甲土地を競落した。この場合、乙建物のために法定地上権が成立する。

問題 5 詐害行為取消権に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 受益者を被告とする詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力は、取消請求をした債権者を含むすべての債権者に対しておよび、債務者には及ばない。
- イ 受益者に対して詐害行為取消請求ができる場合において、受益者から目的物を譲り受けた転得者が、その転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき、債権者は、転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。
- ウ 詐害行為取消請求訴訟の被告は、債務者および受益者または転得者である。
- エ 詐害行為の客体が可分である場合、債権者は、自己の被保全債権の額の限度においてのみ、詐害行為取消請求をすることができる。
- オ 詐害行為取消請求訴訟は、債務者が債権者を害すること知って行為をしたことを債権者が知った時から 2 年を経過したとき又は行為の時から 10 年を経過したときは、提起することができない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題 6 債権譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 将来発生すべき診療報酬債権を目的とする債権譲渡契約は、一定額以上が安定して発生することが確実に期待されるものを目的とする場合に限り、有効に成立する。
- イ 債権者と債務者との間でされた債権の譲渡を禁止する特約に反して、債権者が債権を譲渡した場合、譲受人がこの特約の存在を知っていたとき、債務者は、譲受人からの債務の履行の請求を拒絶することができる。
- ウ 債権譲渡制限特約の存在につき悪意の譲受人に譲渡された債権について、債務者が債務の履行をしない場合、譲受人が債務者に対して相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者は、当該特約をもって譲受人からの債務の履行請求を拒むことができない。
- エ 債権譲渡制限特約の付された金銭債権が譲渡された場合、債務者において債権者である譲受人を確知することができなかつたことについて過失があるときは、債務者は、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することはできない。
- オ 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対して、その意思表示をもって対抗することができる。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題 7 保証に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 主たる債務の目的または態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。
- 2 債権者は、主たる債務者から委託を受けた保証人に対し、その請求により、遅滞なく、主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務の従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。
- 3 主たる債務者の意思に反して保証をした者の弁済により利益を受けた主たる債務者は、現に利益を受けている限度において償還をすれば足りる。
- 4 保証人は、主たる債務者の債権による相殺の抗弁だけでなく、主たる債務者の主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。
- 5 AがBから特定物である甲動産を購入し、Bに売買代金を支払った場合において、CがBのAに対する売買契約上の債務を保証したときであっても、Cは、Bの債務不履行により売買契約が解除された際のBのAに対する代金返還義務について、保証人としての責任を負わない。

問題 8 目的物の契約不適合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア 引き渡された目的物たる特定物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ 引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ウ 契約内容不適合についての責任を買主が追及する場合、債務不履行に基づく損害賠償請求および解除を行うことはできない。

エ 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権または抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときであっても、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができない。

オ 売主は、買主の追完請求権に関する責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実および自ら第三者のために設定しまたは第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題 9 不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 土地工作物責任において、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者は当該損害を賠償しなければならない、所有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことを立証したとしても、その責任を免れることができない。
- 2 民法 719 条 1 項前段の共同の不法行為が成立するためには、不法行為者間に意思の共通または共同の認識のあることが必要ではない。
- 3 A社の従業員Bが、その外形からみてA社の事業の範囲内に属すると認められる取引行為によって第三者Cに損害を与えた場合において、当該行為がBの職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、Cが軽過失によりその事情を知らないで取引をしたときは、A社はCに対して損害賠償責任を負わない。
- 4 土地工作物責任において、土地の工作物たる踏切道の軌道施設は、保安設備と併せ一体としてこれを考察すべきであり、あるべき保安設備を欠く場合には、土地の工作物たる軌道施設の設置に瑕疵があるといえる。
- 5 被用者がその使用者の事業の執行につき第三者との共同不法行為により他人に損害を加えた場合において、第三者が自己と被用者との過失割合に従って定められるべき自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したときは、第三者は、被用者の負担部分について使用者に求償することができる。

問題 10 配偶者居住権に関する次記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 被相続人が居住建物を配偶者以外の第三者と共有していた場合、原則として配偶者居住権を成立させることができない。

イ 配偶者は、「相続させる」旨の遺言によっても、配偶者居住権を取得することができる。

ウ 配偶者は、配偶者居住権を有していても、居住建物ないしその敷地の固定資産税を支払う必要はない。

エ 配偶者居住権について、共同相続人間の協議によって、配偶者居住権の終期を定めることもできる。

オ 居住建物の一部について、配偶者居住権を設定することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）